



平成 28 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 H a m e e 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O ・ C O O 樋 口 敦 士
(コード番号 : 3 1 3 4 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O ・ C A O コーポレート統括本部本部長 水 島 育 大
(TEL. 0465-22-8043)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定及び当社第 18 回定時株主総会における承認に基づき、当社並びに当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員等に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定事項は、当該新株予約権の割当日（平成 28 年 8 月 1 日を予定）までに決定されます。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員等が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させ、業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値向上に資することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員等にストックオプションを付与するものであります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役	4 名	28,000 個、	当社の従業員	50 名	79,000 個
当社子会社の取締役	3 名	15,000 個、	当社子会社の従業員	2 名	4,000 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 126,000 株とする。

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1 株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

126,000 個とする。

(4) 新株予約権と引換に払込む金銭

新株予約権と引換えに、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月29日より平成38年7月27日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社のグループ会社の取締役、監査役及び従業員（当社若しくは所属する当社グループ会社の就業規則又は同等の規定の定義による）のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の配偶者又は子の場合に限り新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することができない。

(10) 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、前記（9）に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(11) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（5）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記（6）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記（9）に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（7）に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成28年8月1日

4. この募集新株予約権の発行に関し必要な事項が生じた場合は、今後の当社取締役会において決定する。

《ご参考》

定時株主総会付議のための取締役会 平成28年6月10日

定時株主総会の決議日 平成28年7月28日

以上